3　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第２条第１項に定める物質をいう。

4　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

5　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

6　判断の基準③は、業務用ヒートポンプ式電気給湯器については適用しないものとする。ただし、冷媒にオゾン層を破壊する物質は使用されていないこととする。

表　家庭用ヒートポンプ式電気給湯器に係る基準エネルギー消費効率

想定世帯	貯湯容量	仕様	保温機能	貯湯缶数	基準エネルギー消費効率
標準（４人世帯）	240リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	2.8
				多缶	2.4
			無	一缶	3.0
				多缶	2.6
		寒冷地仕様	有	一缶	2.3
				多缶	2.0
			無	一缶	2.6
				多缶	2.3
	240リットル以上320リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	2.8
				多缶	2.8
			無	一缶	3.2
				多缶	2.8
		寒冷地仕様	有	一缶	2.3
				多缶	2.0
			無	一缶	2.7
				多缶	2.3
	320リットル以上550リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	3.3
				多缶	2.8
			無	一缶	3.2
				多缶	2.8
		寒冷地仕様	有	一缶	2.7
				多缶	2.3
			無	一缶	2.7
				多缶	2.3
	550リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	2.9
				多缶	2.5
			無	一缶	2.9
				多缶	2.5
		寒冷地仕様	有	一缶	2.4
				多缶	2.1
			無	一缶	2.5
				多缶	2.2
少人数（２人世帯）	―	寒冷地仕様以外のもの	有	―	2.4
			無		2.8
		寒冷地仕様	有		2.0
			無		2.4

備考）1　「貯湯容量」とは、ＪＩＳ　Ｃ　9220に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量をいう。

2　「寒冷地仕様」とは、ＪＩＳ　Ｃ　9220に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様をいう。

3　「保温機能」とは、ふろの湯を循環加温する機能をいう。

⑵　目標の立て方

当該年度のヒートポンプ式電気給湯器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

11－２　ガス温水機器

⑴　品目及び判断の基準等

ガス温水機器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。